

投資信託総合取引規定の改正について

以下の規定につきまして、2021 年 10 月 1 日付で改正を行います。

投資信託総合取引規定

条項	改正後	改正前
第6条 の2	<u>第6条の2（指定口座の管理）</u> <u>お客様は、第6条の指定口座（その貯金口座が2021年10月1日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。）について、未利用口座（普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。）として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。</u> <u>2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。</u> <u>3 お客様が前2項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。</u>	(追加)

以上